

## 【テーマ】組合ホームページでの会社批判

Q 労働組合のホームページに掲載された会社批判の記事の掲載中止を求めたいのですが、注意しなければならないことはありますか。

A

### 1 組合活動の法的保護と正当性

労働者の団体行動権は、憲法 28 条で保障されています。その一つである組合活動は、正当なものである限り、刑事罰を科されず、損害について民事上の責任も負わないほか、不当労働行為からの保護を受けることができます（労働組合法 1 条 2 項、7 条、8 条）。

また、一般に組合活動は、労務提供義務など労働契約上の義務に違反することなく、使用者の施設管理権に抵触しない形で行われるものについては、労働者の経済的地位の維持・向上を主たる目的とする活動であれば、広く正当性が認められると考えられています。そのため、会社を批判する内容の活動であっても、正当な活動と判断されることがあります。

### 2 組合ホームページ等での会社批判の正当性

では、労働組合が、組合活動として労働組合のホームページに会社批判の記事を掲載している場合、その正当性についてはどのように考えられるでしょうか。

組合活動の一環として行われた会社批判のビラ配布及び労働組合のホームページへの掲載が、正当な組合活動として社会通念上許容される範囲内のものであり、損害賠償を命じなければならないほどの違法性はないとされた裁判例があります（エイアイジー・スター生命保険事件・東京地判平成 17 年 3 月 28 日）。

この事案では、組合活動の正当性について、①摘示内容の真実性(又は真実と信じるにつき相当な理由が存在するか)、②表現自体の相当性、③表現活動の目的・態様・影響などを総合して判断されています。ビラの「囑託員を使い捨て」、「約束を守らない会社」などの記載は、会社の対外的な社会的評価の低下を生じさせ名誉・信頼を毀損する内容であると判断しながらも、①及び②を認め、③の目的や態様等も社会通念上許容される範囲内であり、組合活動としての正当性が肯定されました。

しかし、事実を歪曲した誹謗・中傷に当たるなど、会社の名誉・信頼を不当に毀損するような場合には、正当性が否定されることがあります。

### 3 不当労働行為(支配介入)に当たるかについて

使用者が、労働組合の自主的な運営・活動に対して干渉や妨害するなど、労働組合を弱体化させることは不当労働行為として禁止されています（労働組合法 7 条 3 号）。

労働組合のホームページに掲載された会社批判の記事の掲載中止を求めることは、正当な組合活動を妨げ、組合活動を萎縮させるようなものである場合、支配介入に当たる可能性があります。

## 【ポイント】

- 組合活動は、憲法や労働組合法で保障されており、その正当性は広く認められています。しかし、事実を歪曲した誹謗中傷に当たる会社批判など、会社の名誉・信頼を不当に毀損するような場合には正当性が否定されることがあります。
- 労働組合のホームページに掲載された会社批判の記事の掲載中止を求める場合、不当労働行為(支配介入)となっていないか注意する必要があります。